

専決処分した事件の報告について

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらる。

令和2年5月1日提出

霧島市長 中 重 真 一



専決第5号

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年4月20日

霧島市長 中重 真一



霧島市条例第13号

令和2年4月20日

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例

霧島市介護保険条例（平成17年霧島市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「26,910円」を「21,528円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「26,910円」を「21,528円」に、「44,850円」を「35,880円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「26,910円」を「21,528円」に、「52,026円」を「50,232円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の霧島市介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分の保険料については、なお従前の例による。